

母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案 可決報告書
中小企業業種別振興臨時措置法案可
決報告書
去る二十二日内閣総理大臣から議長
死、農林大臣官房經理課長日比野健児
君(去る二十日議長承認)を第三十四回
国会政府委員に任命した旨の通知書を
文領した。
去る二十三日内閣から予備審査のため
左の議案が送付された。よって議長は
即日これを文教委員会に付託した。
学校教育法等の一部を改正する法律
案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
律案
一昨二十五日内閣から予備審査のため
左の議案が送付された。よって議長は即日こ
れを社会労働委員会に付託した。
最低賃金法案(大原亨君外十名提出)
議の辞任を許可した。
叶二十六日議長において、左の常任委
員会行政委員 錦 哲二君
同 小林 武治君
法務委員 同 松永 忠二君
同 平井 太郎君
外務委員 植竹 春彦君
江田 三郎君
野村吉三郎君

文教委員	近藤
社会労働委員	鶴代君
同	同
農林水産委員	藤原
商工委員	山口
運輸委員	重彦君
通信委員	吉田
建設委員	佐野
予算委員	秋山
議院運営委員	長造君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	山口
地方行政委員	佐野
同	東
法務委員	永末
同	英一君
外務委員	近藤
文教委員	鶴代君
社会労働委員	藤原
同	道子君
同	佐野
小林	最上
館	英子君
亀田	廣君
松永	哲二君
吉田	武治君
安田	忠二君
江田	法晴君
山口	敏雄君
植竹	太郎君
平井	三郎君
大太郎君	重彦君
秋山	春彦君
長造君	英一君
通信委員	永末
建設委員	東
商工委員	議院運営委員
運輸委員	予算委員
通信委員	建設委員
建設委員	商工委員
商工委員	通信委員
運輸委員	建設委員
通信委員	予算委員
議院運営委員	同
同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。	同

理事会 天田 勝正君（永末英一君の補欠）同日議員安井謙君外二十八名から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

オリンピック東京大会の完遂に関する決議案

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

薬事法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

建設業法 第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件議決報告書

建設業法の一部を改正する法律案可決報告書

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

臨時地方特別交付金に関する法律案可決報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

○議長(松野謙平君) これより本日の会議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律
総理府設置法の一部を改正する法律案
電信電話設備の拡充のための暫定措
置に関する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
弁理士法の一部を改正する法律案
地方公営企業法の一部を改正する法
律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。
科学技術庁設置法の一部を改正する法
律
総理府設置法の一部を改正する法
律
電信電話設備の拡充のための暫定措
置に関する法律
弁理士法の一部を改正する法律
地方公営企業法の一部を改正する法
律
同日内閣を経由して郵政大臣から、放
送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)
第三十八条第二項の規定に基づく日本
放送協会昭和三十二年度業務報告書及
びこれに対する同大臣の意見書を受領
した。

この際、お詣りいたします。海外旅行のため、奥むめお君から会期中、永末英一君から二十日間、講演の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○謹長(松野鶴平君) この際、お詣りいたします。

オリエンピック東京大会の完遂に関する決議案(安井謹君外二十八名発議)(委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって本案を議題といたします。

まず発議者の趣旨説明を求めます。

女井謹君。

発議者
安井 謙 小沢久太郎
伊能繁次郎 銚木 宇弘
昭和三十五年四月二十六日

北畠	津島	黒川	北畠	津島	黒川
豊瀬	教真	武雄	安部	清美	吉江
千葉千代世	壽一		河野	謙三	勝保
加藤シヅエ			岡	三郎	
木村喜八郎			清澤	俊英	
高田なほ子			占部	秀男	
山口 重彦			田中 一		
柏原 ヤス			平林 剛		
常岡 一郎			鈴木 強		
相馬 助治			小平 芳平		
島 清			岩沢 忠恭		
加藤 武徳			木暮 武太夫		
近藤 鶴代			迫水 久常		
新谷寅三郎			杉浦 武雄		
田中 清一			高野 一夫		
谷口弥三郎			鍋島 直紹		
阿具根 登			野本 品吉		
平島 錠夫			米田 正文		
野田 俊作			阿部 竹松		
相澤 重明			秋山 長造		
荒木正三郎			伊藤 顯道		
内村 清次			江田 三郎		
小笠原二三男			大河原一次		
大矢 靖一			大森 創造		
栗山 良夫			龟田 得治		
北村 幡一			久保 等		
小林 幸平			小酒井義男		
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					
栗山 良夫					
北村 幡一					
小林 幸平					
賀成者					
猪浦 麗藏					
加藤 武徳					
近藤 鶴代					
新谷寅三郎					
田中 清一					
谷口弥三郎					
阿具根 登					
平島 錠夫					
野田 俊作					
相澤 重明					
荒木正三郎					
内村 清次					
小笠原二三男					
大矢 靖一					

○安井謙君登壇、拍手
す。
まず、決議案の案文を朗読いたし
ます。

第十八回大会が東京で開催されに当たり、その成功を期するためには、競技場その他の諸施設の整備、交通、環境衛生等の対策に万全の措置を講ずることはもちろん、国民一般のオリンピック精神の高揚と体育特に青少年体育の飛躍的振興を図るなければならない。

政府は、これが総合的対策を確立し、国民の全面的協力のもとにその推進を図るべきである。

右決議する。

参議院議長松野鶴平殿　杉山昌作　村上義一
森八三一
オリソニック東京大会の完遂に
關する決議
オリソニック大会は、世界最大の
スポーツ行事であつて、世界の青少年
年がスポーツの競技をとおして相互
の親交を深める機会であるばかりで
なく、世界各国の国際交流、国際
親善の促進に寄与するところがす
ぶる大きいのである。

オリンピック大会は、世界最大のスポーツ行事であつて、世界の青年以下の親交を深める機会であるばかりでなく、世界各国の国際交流、国際観察の促進に寄与するところがする大きいのである。

第十八回大会が東京で開催されることは、當たり、その成功を期するたゞに、競技場その他の諸施設の整備、交通、環境衛生等の対策に万全の措置を講ずることはもちろん、国民一般のオリンピック精神の高揚と、体育特に青少年体育の飛躍的振興を図らなければならぬ。

政府は、これが総合的対策を確立し、国民的全面的協力のもとにその推進を図るべきである。

右決議する。

以上であります。

でありまして、このたびの東京国際開催の決定は、ひとり日本国民のみならず、アジア諸国民にとつて多年の宿望を実現することができたものといふべきであります。オリンピック東京大会は、申すまでもなく、世界最高のスポーツ行事であり、また世界民族の親善と友好をもたらす祭典でもあります。国際間の交流を通じ、民族相互の理解を深め、これを機会に日本を世界に認識せしめるとともに、国民全般のモラルを向上せしめる絶好の機会でもあります。同時に、本大会を契機に、おのずから国民の体育、スポーツの飛躍的振興がはかられ、国民体育の向上に資するところが最大であることはいふまでもありません。これらは、これまでオリンピック大会を開催した国々がひとしく受けた最大の恩恵であったのであります。以上のような本大会の重大性にかんがみ、これが円滑かつ有意義な実施を期するためには、大会実施に直接関係する諸団体はもちろんのこと、国をあげて東京大会の実施に協力しなければならないと存じます。

東京都は戦後著しい復興ぶりを示しておりますが、これを上回る人口の激増、交通の混亂等はまことに目に余るものがあり、尋常一様の手段をもつてしては、これらの諸懸案の解決は困難と申さねばなりません。

他方、このような世界最大のスポーツ行事が開催されるわが国としては、競技に相当の成果をおさめることができることが当然の義務でもありますゆえ、国民全般に対する体育の向上と、特に青少年を中心としたスポーツ技術の水準を高めるため、抜本的対策を確立する必要があります。これまた、今日までの実績に従ってみると、決して十分であるとは申せません。日本民族のモラルの高揚、国民の体育の向上、諸施設の整備、この三者が一体となつて、初めて東京大会開催の意義は全うせられるのであります。幸いにいたしまして、政府におかれましても、諸般の事情を察

議員各位の満場の御賛同を期する次第でございます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。重盛壽治君。

(重盛壽治君登壇 拍手)

○重盛壽治君

私は、ただいま議題となりました東京オリンピック大会の完遂に関する決議案につきまして、オリエンピック組織委員の一人といたしますて、これに一言賛意を表さしていただきたいのあります。

今、安井議員がオリエンピックの重要性を説かれたのでありまするが、この決定せられたことは、皆さん御承知の通りであります。従つて、この当時第十二回大会が東京で開催せられるに決定せられたことは、皆さん御承知の通りであります。従つて、この当時

は、多くの国民がこれを期待し、これの実行にはかなり大きな期待を持っておつたのでありまするが、不幸にして、いわゆる日支事変の渦の中に巻き込まれ、第二次世界戦争の終戦でありましたために、遺憾ながらこれの中止をしなければならなかつたのであります。今回の第十八回オリンピック大会は、昨年のミンヘンにおけるIOC五十四回総会において、ここにおいてはいる模様でございますが、この際、一段と熱意をもつて諸対策を推進し、国民の要望にこたえられんことを切望してやみません。

議員各位の満場の御賛同を期する次第でございます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。重盛壽治君。

(重盛壽治君登壇 拍手)

○重盛壽治君

ておる現状であります。こうした姿は、やはり何かの動機といふものがなければ、ほんとうに軌道に載せるることはできな

い。このオリンピックこそ絶好のチャンスである。このオリンピックを

して、その若人たちが一堂に会して、スポーツを通じて国際関係の融和をはかり、そのスポーツの中には、もちろん争いもなければ、戦争もない。平和な、言いかえますならば、東京におけるオリンピックの開催は、平和のシンボルとならなければならぬ。こうして、その姿を打ち出していく。言いかえますならば、ただ東京でオリンピック通りであります。従つて、その当時

は、多くの国民がこれを期待し、これは、この大会をほんとうに日本の一つの、政治的にあるいは外交的に、経済的に、大きな転換期として迎えるべきではなかろうか。私どもは、戦後十五年たつて顧みたときに、お互いに十年以上あるいは十五年国会に籍を置いて、国政にたずさわってきたのでありまするが、振り返つて、日本のたとえば国土の総合開発を顧みるときに、はたしてほんとうに完全な開発ができただらうか。あるいは運輸行政の問題を取り上げましても、はたしてほんとうに國家群からもたくさん来る、その人が見て、日本こそは平和を愛する國である、きれいな国であるといふ姿を

はつきり焼きつけていただいて、いわゆる鏡光日本の姿を堂々と打ち出し得るところに、私はオリンピックの意義があろうと考えるのであります。私はかような見地に立つて申し上げますなれば、私は必ずしもあえて理論闘争に終始したとは言いませんけれども、これが最初に国家の将来を考え、百年の大計を考えながら、この仕事が進められたであらうかということを振り返つてみますならば、私は必ずしもあえて理論闘争に終始したとは言いませんけれども、これが政党政派を超えてでき得ておつぱはすではなかつたか。非常におくれ

たが、この大会が、今趣旨の御説明の中にもありましたように、非常に重要な意義を持つものである。もちろん国民の体位の向上をはからなければならぬでありますよう。そうしてまた、スポーツの旺盛もけつこうであ

るうかといふことを振り返つてみますならば、私は必ずしもあえて理論闘争に終始したとは言いませんけれども、これが最初に国土の総合開発といふようなことを党派を超えてでき得ておつぱはすではなかつたか。非常におくれたが、この大会が、今趣旨の御説明の中には、ことしもかなり

の予算が盛られたと聞いておりまするけれども、私が知ります限りにおきま

しては、ことはわずか一億二千万円程度であります。しかもそれは三等分

されている。国は何と四千万、東京都が四千万、オリンピック委員会が適当にやつてくれといふのが四千万、一億二千万の金をもつてオリンピックの準備を四年先に完成するというよりなことは私は、まことに夢のよろなことではないか。少なくとも四年先に実行せられるオリンピックに対しましては、本年度から相当程度の予算を、しかも今申しますような国家の行事としてやろうとするならば、当然国家予算から支出して、特定な人の犠牲や特定のものの支出によつてやることなく、大臣がやはり出すべきではなかろうか。さような意味合いに立つならば、きょうは文部大臣がおいでになつておりますが、私は何としても大蔵大臣にも出でもらわなければならぬ。建設大臣も運輸大臣も出でてもらわなければならぬ。わざか四千万のことしの予算で、どうして一体足りるか。これは私はそこまで申したくはありませんが、國民の中にもあるいは若干便乗的な空氣があるかも知れませんけれども、政府といいましては、ものをやる為政者の考え方が、いよいよ押し詰まらないと予算も持つてこない。しかし、いよいよ押し詰まつて予算を上程しよう

足り得るものは、来年になれば、こうした四方年先に必ずやるのだという仕事を、あるいは施設の問題、土地の買収の問題等を考えましても、少なくとも二倍、三倍ぐらいになつていくという、きわめて好ましからざる状態があるのである。真にやつていただくといふことありますするならば、ことし多くの予算をとつて、すべての施設の敷地ぐらいは、そろ御不満の起らぬるうちに、やはり買ひ取つておくぐらいの進め方をやつていただきなければならぬのではないか。私は、それと同時に、ただ東京だけをきれいにしてほしいというのではなく、首都圏にして、特に建設部面における大きな役割があるのではないか。建設の部面での仕事といいますならば、首都圏における東京を中心とした道路の完成はもちろん、あらゆる道路の完成に力を注がれて、冒頭私が申し上げましたような観光日本の姿にふさわしい、日光に行くにも箱根に行くにも、あるいはすべての所に觀光道路が完成せられるといふことは、この機会を逸しては困難ではないか。中央道路がいいといふら中央道路を一つ作つて、信濃平原を一つやる。さらにもう東海道がよろしいといふことなら、東海道と二本作ることがなぜ悪いのでしょうか。むしろ東北も中央もすべてはこうした機会に完成して、国土の総合開発をこのチャ

シスを逸せずにやつていく、いわゆる総合的な施策によらなければならぬのではないか。

○議長(松野鶴平君) 重盛君、時間がもう、きわめて好ましからざる状態があるのである。真にやつていただくといふことありますするならば、ことし多くの予算をとつて、すべての施設の敷地ぐらいは、そろ御不満の起らぬるうちに、やはり買ひ取つておくぐらいの進め方をやつていただきなければならぬのではないか。私は、それと同時に、ただ東京だけをきれいにしてほしいというのではなく、首都圏にして、特に建設部面における大きな役割があるのではないか。建設の部面での仕事といいますならば、首都圏における東京を中心とした道路の完成はもちろん、あらゆる道路の完成に力を注がれて、冒頭私が申し上げましたように言いますならば、従来のいわゆるなわ張り的な考え方をここで一擲してもらって、建設省も運輸省も地方自治局に参りました。

○重盛壽治君(続) はい。もつと簡潔に言いますならば、従来のいわゆるなわ張り的な考え方をここで一擲してもらって、建設省も運輸省も地方自治局に参りました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、文部大臣から発言を求められました。松田文部大臣。

〔國務大臣 松田竹千代君登壇、拍手〕

○國務大臣(松田竹千代君) ただいまはオリンピックの東京大会の準備対策推進について御決議をいたしましたが、これに關して所見の一端を申し述べたい。そのためには國家予算も若干に完成させるといふように御努力を願うか。

最後に私はお願いをいたしておきましたことは、ややもすれば従来は、決議案なるものは、国内問題はいわゆる決議倒れに終つたかと考えられるのであります。この大会を真に意義あらしめるためには、体育スポーツに対する国民的関心の高まるこの機会に、国民一般とともに、青少年体育の飛躍的振興をばかり、また国民の体位向上のため御指摘の通り、オリンピックの東京大会は、ひとりスポーツ関係者のみならず、日本国民こそつて多年にわたつて願望して參つたところのものであつて、この実現は政府としても非常に欣快とするところでござります。そこで、このオリンピック東京大会の成功を期するためには、国民的世論の盛り上がりのもとに、政府と関係団体が一體となつてその準備に当たなければなりません。まず、この機会に、議員諸君の絶大な御支援をお願いされ、これらの促進に対して特段の御支援を下さることをお願いすると同時に、議員諸君の絶大な御支援をお願いいたしまして、一言賛成の意見述べました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これまでの本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

ことは、決議に御指摘の通り、国民一般が十分にこのオリンピック東京大会の意義を認識し、オリンピック精神を生かして、快く世界各国のお客様を迎えるためには、この機会に日本と日本人をよく理解してもらうとともに、国際親善の実現をあげるよう努力することが大切であります。この大会を真に意義あらしめるためには、体育スポーツに対する国民的関心の高まるこの機会に、国民一般とともに、青少年体育の飛躍的振興をばかり、また国民の体位向上のため御指摘の通り、オリンピックの東京大会は、ひとりスポーツ関係者のみならず、日本国民こそつて多年にわたつて願望して參つたところのものであつて、この実現は政府としても非常に欣快とするところでござります。そこで、このオリンピック東京大会の成功を期するためには、国民的世論の盛り上がりのもとに、政府と関係団体が一體となつてその準備に当たなければなりません。まず、この機会に、議員諸君の絶大な御支援をお願いされ、これらの促進に対して特段の御支援を下さることをお願いすると同時に、議員諸君の絶大な御支援をお願いいたしました。

〔賛成者起立〕

本法律案の施行に伴う費用は約五十二万円である。

二、費用

本法律案の施行に伴う費用は約五十二万円である。

附帯決議

わが国における原子力の平和利用は一応の準備期間を経て、今後本格的な研究、開発段階を迎えるとするにあたり、政府は特に左の各項につき適切なる措置を講すべきである。

審査報告書

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十一日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力委員会の機

能を強化するため、原子力委員会の委員の定数を二名増員し、六名に改めようとするものであつて、

その措置は妥当と認める。なお、

本法の施行期日に関し所要の修正を行ない、別紙の通り附帯決議を行なつた。

いたしましては、関係団体と密接に協

力を、関係各省の施設に対し十分の連絡をはかり、大会の円滑な実施のため

いたしましては、関係団体と密接に協

力を、関係各省の施設に対し十分の連

絡をはかり、大会の円滑な実施のため

帶決議につき、横山科学技術政務次官より特に発言を求められ、政府はこの決議の趣旨に沿うよう十分努力する旨の発言がありました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

委員長の報告は修正議決報告でござります。本案全部を問題に供します。

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、日本道路公團法の一部を改正する法律案、

日程第三、建設業法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とするところに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君

審査報告書

日本道路公團法の一部を改正する法律案

昭和三十五年四月二十七日

参議院会議録第十九号

日本道路公團法(昭和三十一年法)

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十一日

建設委員長 岩沢 忠恭

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における日本道路公團の事業の拡大に伴い、当該業務の円滑な遂行を図るために理事の定数を二名増加して公團の業務遂行の万全を期そうとするものであつて妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため格別の予算措置を必要としない。

日本道路公團法の一部を改正する法律案

法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十五年三月四日
案
建設業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

(技術検定)

建設業法の一部を改正する法律案

第二十七条 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

3 第一項の検定を受けようと/or>者は、政令の定めるところによ

り、手数料を納付しなければならぬ。

日本道路公團法(昭和三十一年法)

第五条第一項第二号を次のよう改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

第八条中「六人」を「八人」に改め

二 法律又は命令による免許又は

工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

二号末尾に掲載

建設業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

(技術検定)

建設業法の一部を改正する法律案

第二十七条 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

3 第一項の検定を受けようと/or>者は、政令の定めるところによ

り、手数料を納付しなければならぬ。

日本道路公團法(昭和三十一年法)

附 閣

1 この法律は、公布の日から施行する。

第八条中「六人」を「八人」に改め

二 法律又は命令による免許又は

工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

二号末尾に掲載

建設業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

(技術検定)

建設業法の一部を改正する法律案

第二十七条 建設大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行なうことができる。

2 前項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

3 第一項の検定を受けようと/or>者は、政令の定めるところによ

り、手数料を納付しなければならぬ。

であり、業務の円滑な遂行をはかるため増員いたしたいとの答弁があり、その他、管理部門の実情、名神国道の工事状況等について質疑がありました。質疑を終了、討論には別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設業法の一部を改正する法律について申し上げます。

本法案は、最近の建設事業の発展の状況に鑑み、建設工事の一そらの適正な施工を期すため、建設業者の登録要件、施工に関する技術検定等について所要の改正を行なおうとするものであります。

その内容の第一は、建設業者の登録要件に関するものでありまして、現行法では、学歴、経験年数のほかに建設工事に関する免許または認定を受けた者についても資格があることになつておりますが、これの最近の実施状況にかんがみ、免許等による資格については、建設大臣が適切なものとして指定したものだけに限ることにしたことであります。第二は、施工技術の確保について、建設大臣は、建設業者の施工する工事に従事し、または、しようとする者について、技術検定を行なうことができることとし、合格者は政令で定める称号を称することができることしたことであります。

委員会における質疑のおもなるものは、本案により実施しようとする技術検定制度と本案との関連、建設技能者確保のための養成または訓練、検定会格者の称号、賃金との関係等に関するものであります。なお、公務員が本案による資格を取得した場合、勤務評定との関係から、無資格者との間に給与の不均衡を生じ、行政に支障を来たすおそれはないかとの質問に対しては、この資格は勤務評定とは結びつくるものではないが、さらにかかるとのないよう努力していきたいとの答弁がありました。詳細は会議録でごらんをいただきたいと思います。

かくて質疑を終了、討論には別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

措置に關する法律の一部を改正する法律案、

日程第五、中小企業業種別振興臨時措置法案（いすれも内閣提出、衆議院送付）、

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

二、費用
別に費用を要しない。
重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十五年三月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラの設置の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律（昭和三十年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の二項を加える。
2 この法律で「ボイラ」とは、もつばら蒸気を発生し、又は水温を上昇するために使用するボイラであつて、通商産業省令で定めるところにより算定した伝熱面積が五十平方メートル以上のものをいい、火炉、燃焼装置その他の附屬設備を含むものとする。

第二条中「(へもつぱら蒸氣を發生し、又は水温を上昇するため)に使用するボイラーをい、火炉、燃焼装置その他の附屬設備を含む。以下同じ。」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、昭和三十八年十月三十日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業業種別振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十一日

商工委員長 山本 利壽
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、五ヶ年の間に、中

(罰則)

第十三条 第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下

の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人は、行方不明の場合は、前項の罰金刑を科する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十年三月三十日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

3 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一項を次のように改正する。

第三条第一項第七号の二の次

に次の二号を加える。

七の三 中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第一号）の施行に開

すること。

第四条第四項中「第七号の二」を「第七号の二」に改める。

第五条第一項中「及び中央中小企業調停審議会を」、中央中小企業振興審議会及び中小企業

第五条に次の二項を加える。

3 中小企業振興審議会について

は、中小企業業種別振興臨時措

置法の定めるところによる。

○山本利壽君 登壇、拍手

○山本利壽君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

2 この法律は、昭和四十年三月三十日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

3 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一項を次のように改正する。

3 中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第一号）の施行に開すること。

第四条第四項中「第七号の二」を「第七号の二」に改める。

確保する必要があると考えて、ここに本法の期限を三年間延長する改正案を提出してきた次第であります。

なお、本法の延長にあたっては、石炭鉱業の合理化達成の障害とならない範囲内において、小型ボイラーを本法の規制対象から除外することとし、中

小企業の近代化に対する配慮がなされ

ております。

委員会における質疑に際しては、ボ

イラーに使用した場合の重油と石炭の

経済性の比較、三年後の石炭合理化の

見通し、小型ボイラーを規制の対象か

らはばした場合の石炭への影響、重油

専焼火力発電所の設置の見通し等の問

題が取り上げられましたが、詳細は会

議録によつてごらんいただきたいと存

じます。

現行法は、重油を使用するボイラー

の設置を制限することによって、適正

規模の石炭需要を確保し、石炭鉱業の

合理化達成に寄与させるため、昭和三

十年に制定された五年間の限時法であ

ります。自來、四年余の歳月を経て

参りましたが、石炭産業の合理化は必

ずしも所期の目的を十分に達成し得な

かったので、政府は、別に石炭鉱業合

理化臨時措置法の改正案を今国会に提

出して、石炭の合理化を推進し、昭和

三十八年度には重油と競争できるよう

にしようとしております。このために

は、さらに当分の間、重油ボイラーの

設置を制限し、一定規模の石炭需要を

推進しようとするため本法律案が提出されたのであります。

本法律案の内容について申し上げま

すと、第一に、対策を講ずる必要のある

業種を逐次指定し、これらの業種に

ついて、経営の合理化、競争の正常化、取引関係の改善等に関する改善事

項を定めるとともに、その要旨を公表

し、これに従つて中小企業者またはそ

の団体に対する指導を行なうこと。第

二に、競争の正常化及び取引関係の改

善に關し、必要がある場合には、主務

大臣が中小企業者、関連事業者等に対

し勧告をすることができる。第三に、

関連事業者から報告を徵することがで

きます。よつて本案は全会一致をもつて

三に、諮問機関として中小企業振興審

議会を設置すること。第四に、特に必

要がある場合には、中小企業者または

関連事業者から報告を徵することがで

きます。なお、本案は五力年間の限時法となつておりま

す。

当委員会におきましては、対象とな

る指定業種の数、その選定の際の基準

あるいは勧告内容の具体例、勧告の効

果、調査の内容、中小企業を取り巻く

不利な環境のは正の問題等について熱

心な質疑応答が重ねられたのであります

が、これらの詳細は会議録によつて

供します。本案に賛成の諸君の起立を

可決せられました。

○賛成者起立

○議長（松野謙平君） 総員起立と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松野謙平君） 次に、中小企業業種別振興臨時措置法全部を問題に

供します。本案に賛成の諸君の起立を

求めます。

○賛成者起立

○議長（松野謙平君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松野謙平君） 日程第六、母子

福祉資金の貸付等に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出）を議題と

いたします。

ます。委員長の報告を求めます。社

会労働委員長加藤武徳君。

議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右二法案についての御報告を終わります。（拍手）

○議長（松野謙平君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

第四条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「同条第四項に規定する残余の金額その他」を削る。

第五条第二項中「第十条第一項」に改め、「第二項」を「第十条第一項」に改める。

第六条第一項中「及び換算率明許費要求書」を、「換算率明許費要求書及び國庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」という。)」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

前年度及び当該年度の事業実績表並びに度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに収支会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調書

第八条第二項中「歳入歳出予定計算書及び換算率明許費要求書並びに」を「歳入歳出予定計算書等及び」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるものほか」及び後段を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項として、同条第四項を削る。

金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された地方債券で道路整備特別会計の昭和三十一年度以前の年度の予算(昭和三十五年度に繰り越したもの)を含む)により施行した道路整備事業(新法第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。)に係るものとの償還金及び利子は、同会計の歳入とし、旧法第十条第一項又は前項の規定により借り入れた借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

昭和三十四年度以前の年度の予算(昭和三十五年度に繰り越したもの)により施行した道路整備事業に係る地方負担金(新法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ)、道路整備緊急措置法第四条の利息並びに地方債券の償還金及び利子は、前項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、道路整備事業に要する費用のうち國庫が負担するものの財源に充てなければならない。

前項の規定により借り入れる借入金の償還については、なお従前の例による。

旧法第十条第一項の規定による借入金の償還については、なお従前の例による。

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

特定港湾施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四章」の下に「第一項から第三項まで」を加え、「地方公共團体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第一百一十一号)第一項の規定により納付された地方債券で特定港湾施設工事に要する費用に係るものとの償還金及び利子」を削り、「第十四条第一項の規定による借入金並びに」を「及び」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、

もつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は郵局により第二十二号末尾に掲載〕

これら両特別会計において、国が直轄で行なう工事にかかる都道府県の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、これに対する資金的措置として、これらの特別会計の負担において資金運用部から借り入れを行ない、もって事業資金の確保がはかられ参ったのでござります。しかしながら、この地方債証券による納付制度は、国と地方団体との間の費用負担の関係を不明確にして、また地方団体の財政を不健全化する等の弊害が指摘されておりますので、昭和三十五年度以降はこれを改めまして現金納付の方法をとることといたしたことございま

会議録によつて御承知願いたいと存ります。
實業を終了し、討論、採決の結果、兩案とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

まず、国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は委員長報告の通り可決せられました。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

○議長(松野鶴平君) 次に、道路整備特別会計法の一部を改正する法律案及び特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

委員会における審議にあたりましては、道路整備五カ年計画の進捗状況はどうなつてあるか、現金納付制度を実施したあとで事業資金は十分に確保できるかどうか、今後のガソリン税増収の見込み並びにその増収分を地方負担の軽減に充てる考えはないか等につきまして質疑がございましたが、詳細は

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。

衆議院議長 清瀬 一郎
參議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年四月七日
在都道府県納付金 地方交付税
町村助成交付金、公社有資產所
在市町村納付金、公社有資產所
交付金、国有提供施設等所在市

町村助成交付金、公社有資產所
在市町村納付金、公社有資產所
交付金、国有提供施設等所在市
の償還の財源に充てなければなら
らない。

2 前項の規定により積み立てた
金額(以下「積立金」という。)か
ら生ずる收入は、すべて積立

○議長(松野鶴平君) 日程第十、地方財政法及び地方財政再建促進法の一部を改正する法律案、

日程第十一、臨時地方特別交付金に

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、

第一條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のよう

地方財政法の一部改正)
特別措置法の一部を改正する
法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、

第一條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のよう

地方財政法の一部改正)
特別措置法の一部を改正する
法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

金に繰り入れなければならぬ。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の二条を加える。

（積立金の処分）

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これより財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収額をうめるための財源に充てるとき。

三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他

の建設事業の経費その他必要なやむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五 債権期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

第七条第一項中「地方債の償還財源に充てなければならない」を「積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一条及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について適用する。

第十条の三中「地方交付税法」の下に「昭和二十五年法律第二百十一条」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体相互間における経費の負担関係)

第二十八条の二 地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務

について、他の地方公共団体にてはならない経費

第二十九条の二 都道府県又は都道府県知事は、國又は都道府県若しくは都道府県の機関が実施し、國及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業

とされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

第三十条第一項中「固定資産税を百分の二・一で課するもの」

を「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」に、「昭和三十一年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十一条第一項中「固定資産税を百分の二・一で課するもの」

を「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」に、「昭和三十一年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十二条第一項中「固定資産税を百分の二・一で課するもの」

を「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」に、「昭和三十一年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十三条第一項中「固定資産税を百分の二・一で課するもの」

を「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十四条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十五条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十六条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十七条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十八条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第三十九条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第四十条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

第四十一条第一項中「固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの」としてはならない。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 自治厅長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更について承認を求められた場合においては、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その

行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとする。

第二十二条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、

第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規

定により自治厅長官が財政再建計画の承認を求められた場合に

ついて準用する。

の種類		経費の種類	測定単位	単位費用	警察員数
二	一				
二 1 土木費	二 1 道路費	道路の面積	一人につき	四四〇、七六六〇〇円	一一三三三
2 橋りよろ費	2 橋りよろ費	橋りよろの面積	一平方メートルにつき	一〇三〇四	三〇七八五
3 河川費	3 河川費	木橋の延長	一メートルにつき	八、一三一〇〇	三〇五〇
4 港湾費	4 港湾費	河川の延長	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
5 その他の土木費	5 その他の土木費	港湾（漁港を含む）における施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇五〇〇	一メートルにつき
1 教育費	1 小学校費	面積	一メートルにつき	四、三〇〇〇〇	一メートルにつき
2 中学校費	2 中学校費	海岸保全施設の延長	一人につき	三〇六二	一人につき
3 高等学校費	3 高等学校費	学校数	一メートルにつき	五三七、二一七〇〇	一メートルにつき
4 その他の教育費	4 その他の教育費	教職員数	一人につき	三五六〇〇	一人につき
四 厚生労働費	四 厚生労働費	生徒数	一校につき	一六九、三八〇〇〇	一校につき
1 生活保護費	1 生活保護費	人口	一人につき	四四、六二五〇〇	一人につき
2 社会福祉費	2 社会福祉費	町村部人口	一人につき	一七七、三九〇〇〇	一人につき
3 衛生費	3 衛生費	び養護学校の幼児及び児童及び生徒の数	一校につき	四四、六二五〇〇	一校につき
4 労働費	4 労働費	人口	一人につき	一六、一四五〇〇	一人につき
五 産業経済費	五 農業行政費	工場事業場労働者	一人につき	六七八九	一人につき
耕地の面積	失業者数	失業者数	一人につき	五五、三〇八〇〇	一人につき
一町歩につき				一八三二九	
一、三五四〇〇				七三五七	
				一五九三七	
				一五五七〇	

昭和三十五年四月二十七日 參議院会議録第十九号

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案外二件

三九〇

税を除く。」の下に「及び軽油引取税」を加え。

(3) 國庫の負担金を受けて施行した特殊土
じよう地帯災害防除及び振興臨時清置法
(昭和一十七年法律第九十六号)第三条第
一項の事業計画に基く事業に係る経費又
は国の行う当該計画に基く事業に係る負
担金に充てるため起した地方債で自治庁
を

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土工、よる地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第十六号)第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費は、国庫の行なう當該計画に基づく事業に係る負担金に充てため起した地方債で経費は、官長が指定するもの(以下「特殊土工による対策事業債」という)の当該年度における元利償還金

第十四条第一項中「当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額」を「当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)及び軽油引取税の収入見込額(道路法第七条第三項の市(以下「指定市」という。)を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(以下「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。」に改め、「入場譲与税」の下に「及び地方道路譲与税」を、「公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という。)の収入見込額の合算額」の下に「(指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十の額、当該指定市の特別とん譲与税及び地方道路譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金及び市町村納付金の収入見込額の合算額」を加え、同条第二項中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。

第十四条第三項の表道府県の項中

十一 稅入場證

入場譲与税法（昭和二十九年法律第二百二号）第二条の規定によつて算定した額

八 特別とん議与税

特別とん課与税法(昭和二十一年法律第七十七号)第二条の規定により算定した額

十一
十二
十三 地方道路譲与税

前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
入場譲与税法(昭和二十九年法律第百一号)第二条の規定によ
つて算定した額
地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)第二条の規定
によつて算定した額

十二 都道府県交付金及び都道府県納付金

に改め、同表市町村

九 市町村交付金及び市町村納付金

十一市町村交付金及び市町村納付金に改める。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条第一項中「面積」を「延長及び面積」に改め、同条第二項を次のように改める。

道路譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であ

ん分するものとする。

基礎となつた地方交付税法（昭

4 前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律を控除した金額とする。

5 第三項の規定により控除した
金額は、収入超過団体以外の都
道府県及び指定市に対して、第
一項及び第二項の規定の例に
より、道路の延長及び面積に
あん分して譲与するものとする。
る。

委員会における審査の経過と結果を細かく報告申し上げます。

まず三法案の内容の概要を申し上げます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案は、長期にわたる健全な地方財政の基盤の確立に資するため、

第一に、地方財政法について地方公共団体による規定を強化して、地方公共団体の一般財源が新たに増加する義務的経費を定める規定を新たに設けたものであります。

かるために、市町村はその負担に属する一定の経費についてはこれを住民に転嫁してはならないものとし、昭和三十四年度において行なった固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収補てんのための起債の特別措置を、昭和三十五年度以降もなお当分の間実施するものとする等の改正を行ない、

第二に、地方財政再建促進特別措置法について、財政再建計画の承認またはその変更の承認を求められた場合、合理的な再建の達成に支障なしと認められる限り、自治庁長官はその行政に

前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条（都にあつては、同条及び第二十二条第一項）の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条（都にあつては、同条及び第二十二条第一項）の規定によって算定した基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廢により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、

附則　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

は、その使途を一定のワク内に限定し、地方公共団体は、その相互間における正常な負担関係を乱さよとなことをしてはならない旨を定めるとともに、都道府県またはその機関が行なう一定の事業に要する経費は、これを市町村に負担させてはならないものとし、住民の税外負担の軽減合理化をは

ついて合理的かつ妥当な水準が維持されるように配慮するものとし、政令で定める年度以降において歳入欠陥を生じた地方公共団体に対し地方債を制限している規定を改めて、その年度を昭和三十六年度以降と法定するとともに、地方債制限の対象を公共または公用の施設の建設事業費に限定すること

○新谷寅三郎

右
ただい

ま議題となり

昭和三十五年四月二十七日

參議院會議錄第十九號

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案外二件

と等をその要点とするものであります。

次に、臨時地方特別交付金に関する

法律案は、道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみて、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共

団体に対し臨時地方特別交付金を交付するものとし、臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税のいわゆる田税三税のそれぞれ百分の〇・三とし、臨時地方特別交付金の交付については地方交付税法の規定による特

別交付税の例によること等をその要点とするものであります。

なお右の政府原案に対し、衆議院において、この法律は「昭和三十五年四月一日」から施行することあるを「公布」とするものであります。

委員会におきましては以上の三法案

を一括して議題に供し、地方公共団体における年度間の財源調整のため一般財源の超過額の使途をきびしく制限す

ることは、地方財政の自主性をそこなうものではないか、また税外負担の解消については、なお一段の考慮と努力が必要ではないか等の問題点、その他要とする財源の付与、住民の税外負担を整理し、道府県と市町村との間にかかる負担関係の明確化を期するためにお

必要とする財源の付与、また最近における財源の付与、また最近における財源の付与の詳細については会議録によつて御了

ける軽油引取税、法人事業税の増収の情勢にかんがみ、地方団体間の財源帰属の適正化をはかる等のため、まず地方交付税法について、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額し、測定単位の内容を合理化し、基準財政収入額の算定方法について、新たに軽油引

取税及び道路譲与税の収入額を算入する等の改正を行ない、また地方道路譲付団体に対して譲与する地方道路譲与税法について、地方交付税上の不

付団体に対する譲与する地方道路譲与税の額は、原則として各地方団体について算定した譲与税額から交付税上の

収入超過額の十分の二に相当する額を控除した額とし、その控除した額はこ

れを不交付団体以外の地方団体に再譲与すること等を改正の要点とするものであります。

委員会におきましては以上の三法案

を一括して議題に供し、地方公共団体

における年度間の財源調整のため一般財源の超過額の使途をきびしく制限す

ることは、地方財政の自主性をそこなうものではないか、また税外負担の解消については、なお一段の考慮と努力

が必要ではないか等の問題点、その他要とする財源の付与、住民の税外負担を整理し、道府県と市町村との間にかかる負担関係の明確化を期するためにお

必要とする財源の付与、また最近における財源の付与の詳細については会議録によつて御了

承を願いたいと存します。

四月二十六日質疑を終局し、ます地

方財政法及び地方財政再建促進特別措

置法の一部を改正する法律案について

討論に入りましたところ、鍋島委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、な

お次のとき本法案に対する各派共同

の附帯決議案を提出されました。

地方財政の状況にかんがみ、本

法の施行にあたつて政府はとくに

左の諸点に遺憾なきを期すべきで

ある。

一、地方公共団体における年度間

の財源調整は、本来、当該団体

の実情に応じた自主的な財政運

営の「かんとして行われるべき

ものであることにかんがみ、い

やしくも財政運営の自主性を阻

害し、行政水準向上の意欲をは

ばむことのないよう措置するこ

と。

一、税外負担の解消については、

その実効を確保するよう努力す

る次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより三案の採決をいたし

ます。

まず、地方財政法及び地方財政再建

促進特別措置法の一部を改正する法律

案全部を問題に供します。本案に賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

また、地方交付税法の改正案において

方団体の期待にはほど遠いものであり、

- 一、オリンピック東京大会の完遂に
関する決議案
- 一、日程第一 原子力委員会設置法
の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 日本道路公団法の一
部を改正する法律案
- 一、日程第三 建設業法の一部を改
正する法律案
- 一、日程第四 重油ボイラーの設置
の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 中小企業業種別振興
臨時措置法案
- 一、日程第六 母子福祉資金の貸付
等に関する法律の一部を改正する
法律案
- 一、日程第七 国有財産法第十三条
第一項の規定に基づき、国会の議
決を求める事件
- 一、日程第八 道路整備特別会計法
の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 特定港湾施設工事特
別会計法の一部を改正する法律
案
- 一、日程第十 地方財政法及び地方
財政再建促進特別措置法の一部を
改正する法律案
- 一、日程第十一 臨時地方特別交付
金に関する法律案

議員	議長	副議長	出席者は左の通り。
杉山 昌作君	谷口 麗吉君	高橋進太郎君	塙見 梅二君
森 八三一君	小平 芳平君	田中 茂徳君	上原 正吉君
鳥島徳次郎君	田中 清一君	吉武 恵市君	古池 信三君
稻浦 鹿藏君	大谷藤之助君	新谷寅三郎君	坂本 昭君
大竹平八郎君	加藤 正人君	西郷吉之助君	岡村文四郎君
中尾 辰義君	下村 定君	鶴代君	森 元治郎君
常岡 一郎君	北條 勲八君	寺尾 豊君	鈴木 壽君
岩沢 忠恭君	苦米地英俊君	前田佳男君	伊藤 謙道君
佐藤 尚武君	三木與吉郎君	石谷 嘉勇君	平林 剛君
大谷 穎潤君	堀 末治君	鹿島 俊雄君	大河原一次君
村上 義一君	竹中 恒夫君	青田源太郎君	大谷 賢雄君
千田 正君	笹森 順造君	前田 宜実君	大澤 雄一君
黒川 武雄君	上林 忠次君	赤間 文三君	小林 英三君
鍋島 直紹君	杉原 荒太君	仲原 善一君	野村吉三郎君
谷村 貞治君	佐野 一夫君	江藤 智君	大澤 雄一君
米田 正文君	河野 謙三君	梶原 茂嘉君	寺尾 豊君
川上 為治君	大川 光三君	高野 一夫君	前田 信一君
鈴木 万平君	井上 清一君	鈴木 恭一君	西田 信一君
林田 正治君	佐野 康廣君	佐野 亨弘君	江藤 智君
柴田 栄君	天埜 良吉君	青柳 秀夫君	高野 一夫君
平島 文門君	徳水 正利君	鈴木 勝正君	河野 謙三君
増原 恵吉君	手島 荘君	小柳 勇君	大川 光三君
一松 定吉君	松野 孝一君	須藤 五郎君	井上 清一君
一松 定吉君	中野 文門君	小柳 勇君	佐野 一夫君
一松 定吉君	草葉 隆圓君	藤田勝太郎君	高野 一夫君
阿部 竹松君	堀木 錠三君	秋山 長造君	田中 一君
松澤 兼人君	木内 四郎君	田上 松衛君	田中 一君
	紅露 みつ君	小笠原二三男君	田中 一君
	木暮 武太夫君	天田 勝正君	田中 一君
	重宗 雄三君	向井 長年君	田中 一君
	草葉 隆圓君	秋山 長造君	田中 一君
	堀木 錠三君	田上 松衛君	田中 一君
	木内 四郎君	小笠原二三男君	田中 一君
	木暮 武太夫君	天田 勝正君	田中 一君
	重宗 雄三君	向井 長年君	田中 一君
	草葉 隆圓君	秋山 長造君	田中 一君

勝俣 稔君	塙見 梅二君	山本 利壽君	木村篤太郎君	津島 寿一君
塙見 梅二君	秋山俊一郎君	伊能繁次郎君	大森 創造君	島 清君
上原 正吉君	古池 信三君	野上 元君	野上 元君	久保 等君
古池 信三君	田中 啓一君	中村 順造君	中村 順造君	吉田 法晴君
田中 啓一君	千葉千代世君	坂本 昭君	坂本 昭君	栗山 良夫君
千葉千代世君	横川 正市君	最上 英子君	最上 英子君	赤松 常子君
横川 正市君	北村 輝君	内村 清次君	内村 清次君	内村 清次君
北村 輝君	羽生 三七君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
羽生 三七君	棚橋 小虎君	松本治一郎君	松本治一郎君	吉田 法晴君
棚橋 小虎君	栗山 良夫君	木村篤太郎君	木村篤太郎君	千葉 利壽君

田中 一君	重盛 寿治君	島 清君	千葉 利壽君
島 清君	伊能繁次郎君	大森 創造君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	野上 元君	野上 元君	津島 寿一君
木村篤太郎君	中村 順造君	中村 順造君	島 清君
津島 寿一君	坂本 昭君	坂本 昭君	久保 等君
島 清君	最上 英子君	最上 英子君	吉田 法晴君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	栗山 良夫君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	赤松 常子君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	島 清君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	千葉 利壽君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	木村篤太郎君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	津島 寿一君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	島 清君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	千葉 利壽君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
島 清君	赤松 常子君	赤松 常子君	木村篤太郎君
千葉 利壽君	内村 清次君	内村 清次君	津島 寿一君
木村篤太郎君	山田 節男君	山田 節男君	島 清君
津島 寿一君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
島 清君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
千葉 利壽君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	島 清君
木村篤太郎君	赤松 常子君	赤松 常子君	千葉 利壽君
津島 寿一君	内村 清次君	内村 清次君	木村篤太郎君
島 清君	山田 節男君	山田 節男君	津島 寿一君
千葉 利壽君	羽生 三七君	羽生 三七君	木村篤太郎君
木村篤太郎君	棚橋 小虎君	棚橋 小虎君	津島 寿一君
津島 寿一君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	

昭和三十五年四月二十七日

參議院會議錄第十九号

三九四

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(付し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村二五
大藏省印刷局
電話九段四三五
一三六七